

平成27年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が実施した平成27年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成27年度	平成26年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	109件	120件
	虐待判断件数	48件	56件
	被虐待者数	48人	61人
障害者福祉施設従業者等による障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	69件	35件
	虐待判断件数	18件	9件
	被虐待者数	24人	12人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	10件	10件
	虐待判断件数		
	被虐待者数		

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、109件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が40.4%と最も多く、次いで「本人による届出」が21.1%、「当該市町行政職員」が11.0%でした。

表-1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H27年度	件	23	11	0	0	5	3	44	1	3	12	2	3	4	1	112
	%	21.1	10.1	0.0	0.0	4.6	2.8	40.4	0.9	2.8	11.0	1.8	2.8	3.7	0.9	-
H26年度	%	13.3	6.7	3.3	0.0	2.5	1.7	50.0	1.7	2.5	9.2	0.0	-	10.8	0.0	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

(2) 虐待の種類・類型

○事実確認の結果、市町が、虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」）は48件でした。

○虐待の種類・類型は、「経済的虐待」が43.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.6%、「身体的虐待」が31.3%、「放棄、放置」が22.9%でした。

表－2 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合 計
H27 年度	件	15	1	19	11	21	67
	%	31.3	2.1	39.6	22.9	43.8	-
H26 年度	%	62.5	1.8	35.7	25.0	26.8	-

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対応するもの。

○性別では、男性が39.6%、女性が60.4%でした。年齢では、「～19歳」が25.0%と最も多く、次いで「30～39歳」と「40～49歳」と「60～64歳」が16.7%、「20～29歳」が14.6%でした。

表－3 被虐待者の性別

		男性	女性	合 計
H27 年度	人	19	29	48
	%	39.6	60.4	100.0
H26 年度	%	44.3	55.7	100.0

表－4 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合 計
H27 年度	件	12	7	8	8	4	8	1	48
	%	25.0	14.6	16.7	16.7	8.3	16.7	2.1	100.0
H26 年度	%	6.6	24.6	14.8	14.8	27.9	9.8	1.6	100.0

○被虐待者の障害の種類では、「知的障害」が64.6%と最も多く、次いで「精神障害」が25.0%、「身体障害」が20.8%でした。

表－5 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他	合 計
H27 年度	人	10	31	12	1	0	1	55
	%	20.8	64.6	25.0	2.1	0.0	2.1	-
H26 年度	%	18.0	70.5	32.8	3.3	-	0.0	-

（注）割合は、被虐待者数の総数に対応するもの。

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「父」が36.4%と最も多く、次いで「母」が25.5%、「兄弟姉妹」が21.8%、「夫」と「その他」が7.3%でした。

表－6 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H27年度	件	20	14	4	0	0	1	0	0	12	0	0	4	0	55
	%	36.4	25.5	7.3	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	21.8	0.0	0.0	7.3	0.0	100.0
H26年度	%	19.7	25.8	9.1	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	21.2	0.0	0.0	19.7	1.5	100.0

(注) 割合は、虐待者数の総数に対するもの。

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が13件(27.1%)でした。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、23件(47.9%)であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」等が行われていました。

表－7 虐待への対応策としての分離の有無

	H27年度		H26年度
	件	%	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	13	27.1	30.4
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	23	47.9	58.9
現在対応について検討・調整中の事例	4	8.3	0.0
その他	8	16.7	10.7
合 計	48	100.0	100.0

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、69件でした。

○相談・通報者（複数回答）は延べ71件で、「当該施設・事業所職員」が26.1%と最も多く、次いで「家族・親族による届出」が18.8%でした。

表－8 相談・通報者（複数回答）

		本人 による 届出	家族・ 親族	近隣 住民・ 知人	教 職員	相談支 援専門 員、他 の施設・ 事業所 の職員	当該施 設・事業 所の職員	当該施 設・事業 所の職員	当該施 設・事業 所の職員	当該施 設・事業 所の利用 者	警察	運営 適正化 委員会	成年 後見人 等	その他	不明	合計
H27年度	件 数	10	13	1	1	11	18	0	6	1	1	1	3	4	1	71
	%	14.5	18.8	1.4	1.4	15.9	26.1	0.0	8.7	1.4	1.4	1.4	4.3	5.8	1.4	-
H26年度	%	20.0	11.4	0.0	2.9	17.1	34.3	5.7	0.0	0.0	0.0	5.7	-	11.4	2.9	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

(2) 虐待の種別・類型

○市町および県による事実確認の結果、虐待判断事例は18件でした。

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が55.6%、「心理的虐待」が50.0%でした。

表-9 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合 計
H27 年度	件数	10	4	9	1	0	24
	%	55.6	22.2	50.0	5.6	0.0	-
H26 年度	%	88.9	0.0	55.6	0.0	0.0	-

(注) 割合は、虐待判断事例の総数に対するもの。

○性別では、男性が41.7%、女性が58.3%でした。年齢では、「20～29歳」が33.3%、次いで「40～49歳」が29.2%、「30～39歳」が20.8%、「～19歳」が16.7%でした。

表-10 被虐待者の性別

		男性	女性	合 計
H27 年度	人	10	14	24
	%	41.7	58.3	100.0
H26 年度	%	91.7	8.3	100.0

(注) 割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表-11 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合 計
H27 年度	件数	4	8	5	7	0	0	0	24
	%	16.7	33.3	20.8	29.2	0.0	0.0	0.0	100.0
H26 年度	%	16.7	41.7	8.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0

(注) 割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表-12 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他	合 計
H27 年度	人	4	18	6	1	0	0	29
	%	16.7	75.0	25.0	4.2	0.0	0.0	-
H26 年度	%	41.7	91.7	0.0	0.0	-	0.0	-

(注) 割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

○虐待への対応策としては、「報告徴収、出頭要請、立入り調査」が8件、「改善勧告」が5件、「指定の効力の一部停止」が1件行われていました。

表-13 虐待への対応策

		H27 年度	H26 年度
障害者総合支援法または児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	8	2
	改善勧告	5	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	1	0
	指定取消	0	0
県による指導	一般指導	3	3

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受案件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、10件でした。

○相談・通報者は、「本人による届け出」と「家族・親族」が30.0%、次いで「医療機関関係者」、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」、「職場の同僚」、「その他」、「不明」がそれぞれ10.0%でした。

表-14 相談・通報者（複数回答）		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
H27 年度	件	3	3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	11
	%	30.0	30.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	-
H26 年度	%	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	-	10.0	0.0	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

4. 現状と課題

(1) 本県の特徴

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について、相談通報件数、虐待判断件数の増加率が、全国値と比較して高くなっている。

また、相談通報者に関しては、当該施設・事業所職員の割合が高くなっており、これについては、平成25年度より実施している障害福祉サービス事業所向けへの研修等により、相談支援専門員、施設・事業所職員を中心に法の趣旨の理解が深まり、「虐待ではないか」という疑いも含め、まずは、通報するという考え方が現場に浸透してきたのではないかと考える。

(2) これまでの取り組み

障害者虐待防止・権利擁護研修（平成25年度から毎年開催）

①市町職員対象（初任者、現任者）

通報対応研修

②障害福祉サービス事業所管理者対象（基礎研修、ステップアップ研修）

早期発見・早期対応、現場課題の解決に向けた研修

(3) 今後の対応

引き続き、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施することなどにより、的確な虐待判断を行うための実践力の向上など、より効果的な虐待対応に繋がる取り組みの充実を図るとともに、障害者福祉施設や企業等への啓発に努める。

平成27年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

厚生労働省が実施した「平成27年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査」について、本県に関わる調査結果は以下のとおりでしたので、報告します。

なお、本報告は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下単に「法」という。)第20条に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等の公表を兼ねております。

【調査目的】

平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、今後のより効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、共同生活援助)、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・障害者を雇用する事業主、または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

【調査結果】

		平成 27 年度	平成 26 年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	109 件	120 件
	虐待判断件数	48 件	56 件
	被虐待者数	48 人	61 人
障害者福祉施設従 業等による障害者 虐待	市町・県への相談・通報件数	69 件	35 件
	虐待判断件数	18 件	9 件
	被虐待者数	24 人	12 人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	10 件	10 件
	虐待判断件数		
	被虐待者数		

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成 27 年度、県内の 19 市町および県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、109 件であった。そのうち、市町が受け付けた件数が 108 件、県が受け付けた件数が 1 件であった。

(2) 相談・通報者（表 1）

「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が 40.4%と最も多く、次いで「本人による届出」が 21.1%、「当該市町行政職員」が 11.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数 109 件に対する割合を記載している。

表 1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H27年度	件	23	11	0	5	3	44	1	3	12	2	3	4	1	112
	割合	21.1%	10.1%	0.0%	4.6%	2.8%	40.4%	0.9%	2.8%	11.0%	1.8%	2.8%	3.7%	0.9%	-
H26年度	件	23	11	0	5	3	44	1	3	12	2	3	4	1	112
	割合	13.3%	6.7%	3.3%	2.5%	1.7%	50.0%	1.7%	2.5%	9.2%	0.0%	-	10.8%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表 2)

市町の対応状況をみると、市町または県において受け付けた相談・通報 110 件（平成 26 年度に相談・通報があった 1 件を含む）のうち、「事実確認調査を行った」が 86 件（78.2%）、「事実確認調査を行っていない」が 24 件（21.8%）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 0 件であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 76 件（69.1%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 10 件（9.1%）であった。

事実確認を行っていない事例 24 件の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 15 件であった。

表 2 事実確認の実施状況

		H27年度		H26年度
		件数	割合	割合
事実確認を行った事例		86	78.2%	90.2%
	法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った事例	0	0.0%	0.0%
	（立入り調査のうち）警察が同行した事例	0	0.0%	0.0%
	（立入り調査のうち）警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0.0%	0.0%
	（立入り調査のうち）警察に援助要請せず、市町単独で実施した事例	0	0.0%	0.0%
	法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	86	78.2%	90.2%
	訪問調査により事実確認を行った事例	76	69.1%	74.8%
	訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	10	9.1%	5.4%
事実確認調査を行っていない事例		24	21.8%	9.8%
	相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	15	13.6%	9.8%
	相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中の事例	5	4.5%	0.0%
	他部署等への引継ぎ	4	3.6%	
合計		110	100.0%	100.0%

(4) 事実確認調査の結果 (表 3)

事実確認の結果、市町が虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は 48 件であり、事実確認調査を行った件数 86 件の 55.8%を占めた。

表 3 事実確認調査の結果

		H27年度		H26年度
		件数	割合	割合
虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例		48	55.8%	50.5%
虐待ではないと判断した事例		27	31.4%	19.8%
虐待の判断に至らなかった事例		11	12.8%	29.7%
合計		86	100.0%	100.0%

(注) 割合は、事実確認調査を行った総数に対するもの。

以下については、虐待判断事例 48 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 4)

「経済的虐待」が 43.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.6%、「身体的虐待」が 31.3%、「放棄・放置」が 22.9%、「性的虐待」が 2.1%であった。

※1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 48 件と一致しない。

表 4 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H27年度	件数	15	1	19	11	21	67
	割合	31.3%	2.1%	39.6%	22.9%	43.8%	-
H26年度	割合	62.5%	1.8%	35.7%	25.0%	26.8%	-

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

(6) 被虐待者等の状況

虐待判断事例 48 件に対し、被虐待者数は 48 人、虐待者数は 55 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別および年齢 (表 5、表 6)

性別では「男性」が 39.6%、「女性」が 60.4%であった。

年齢階級別では「～19 歳」が 25.0%と最も多く、次いで「30～39 歳」、「40～49 歳」、「60～64 歳」が 16.7%、「20～29 歳」が 14.6%であった。

表 5 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H27年度	件数	19	29	48
	割合	39.6%	60.4%	100.0%
H26年度	割合	44.3%	55.7%	100.0%

(注)割合は、被虐待者の総数に対するもの。

表 6 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H27年度	件数	12	7	8	8	4	8	1	0	48
	割合	25.0%	14.6%	16.7%	16.7%	8.3%	16.7%	2.1%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	6.6%	24.6%	14.8%	14.8%	27.9%	9.8%	1.6%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 7）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 64. 6%と最も多く、次いで「精神障害」が 25. 0%、「身体障害」が 20. 8%であった。

※ 1 人の被虐待者が重複障害を持つ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 48 人と一致しない。

表 7 障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他
H27年度	件数	10	31	12	1	0	1
	割合	20.8%	64.6%	25.0%	2.1%	0.0%	2.1%
H26年度	割合	18.0%	70.5%	32.8%	3.3%	—	0.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分および行動障害の有無（表 8、9）

被虐待者 48 人のうち、障害支援区分認定済みの者が全体の 62. 6%を占めていた。

認定を受けていない者は 37. 5%であった。「区分 2」が 22. 9%、次いで「区分 4」が 18. 8%であった。

また、行動障害のある者が全体の 16. 7%を占めていた。

表 8 被虐待者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
H27年度	件数	2	11	5	9	1	2	18	0	48
	割合	4.2%	22.9%	10.4%	18.8%	2.1%	4.2%	37.5%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	4.9%	16.4%	14.8%	16.4%	3.3%	11.5%	31.1%	1.6%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

表 9 行動障害の有無

		強い行動障害（区分3、行動関連項目8点以上）	認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
H27年度	件数	2	0	6	40	0	48
	割合	4.2%	0.0%	12.5%	83.3%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	6.6%	3.3%	11.5%	77.0%	1.6%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 10）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が 68.8%と最も多く、次いで「利用なし」が 22.9%、「自立支援医療」が 14.6%であった。

※ 1 人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 48 人と一致しない。

表 10 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

		障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
H27年度	件数	33	0	7	2	0	2	11	0	55
	割合	68.8%	0.0%	14.6%	4.2%	0.0%	4.2%	22.9%	0.0%	-
H26年度	割合	67.2%	0.0%	23.0%	9.8%	1.6%	6.6%	14.8%	0.0%	-

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 11）

「虐待者と同居」が 70.8%と、7 割を超える者が虐待者と同居している状況であった。

表 11 虐待者との同居・別居の状況

		同居	別居	その他	不明	合計
H27年度	件数	34	14	0	0	48
	割合	70.8%	29.2%	0.0%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	82.1%	16.1%	0.0%	1.8%	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 12）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が 18.8%で最も多く、両親あるいはどちらかの親と同居する者が、全体の 56.3%を占めていた。

「その他」は、「配偶者と子と義母」が 2 件、「兄弟およびその配偶者」、「父と継母」、「配偶者およびその両親」、「父と祖母」、「両親と子」が、それぞれ 1 件であった。

表 12 世帯構成

		単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母	母・兄弟姉妹	兄弟・姉妹	子	その他	不明	合計
H27年度	件数	8	1	1	6	9	2	2	4	4	3	1	7	0	48
	割合	16.7%	2.1%	2.1%	12.5%	18.8%	4.2%	4.2%	8.3%	8.3%	6.3%	2.1%	14.6%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	14.3%	3.6%	3.6%	16.1%	16.1%	1.8%	0.0%	10.7%	7.1%	5.4%	1.8%	19.6%	0.0%	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

キ. 虐待者の年齢（表 13）

虐待者の総数は 55 人であり、年齢別階級では、「60 歳以上」が 34.5%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 27.3%であった。

表 13 虐待者の年齢

		～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
H27年度	件数	1	0	6	12	15	19	2	55
	割合	1.8%	0.0%	10.9%	21.8%	27.3%	34.5%	3.6%	100.0%
H26年度	割合	1.5%	4.5%	6.1%	21.2%	28.8%	30.3%	7.6%	100.0%

（注）割合は、虐待者数の総数に対するもの。

ク. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 14）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が 36.4%と最も多く、次いで「母」が 25.5%、「兄弟姉妹」が 21.8%、「夫」と「その他」が 7.3%の順であった。

「その他」に含まれる虐待者は、「兄弟の配偶者」や「親族ではない同居人」であった。

表 14 被虐待者からみた虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H27年度	件数	20	14	4	0	0	1	0	0	12	0	0	4	0	55
	割合	36.4%	25.5%	7.3%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	21.8%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	19.7%	25.8%	9.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	21.2%	0.0%	0.0%	19.7%	1.5%	100.0%

（注）割合は、虐待者数の総数に対するもの。

（7）虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 15）

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は 13 件であり、27.1%の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 47.9%であった。

「その他」に含まれるケースは、虐待者と被虐待者が同居しておらず、分離する必要がなかったなどであった。

表 15 虐待への対応策としての分離の有無

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	13	27.1%	30.4%
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	23	47.9%	58.9%
現在対応について検討・調整中の事例	4	8.3%	0.0%
その他	8	16.7%	10.7%
合計	48	100.0%	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 16）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 76.9%と最も多く、次いで「利用契約または措置以外の方法による一時保護」と「医療機関への一時入院」と「その他」が 7.7%であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例は 5 件 (38.5%) であった。

表 16 分離を行った事例における対応の内訳

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
契約による障害福祉サービスの利用	10	76.9%	17.6%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	0	0.0%	29.4%
利用契約または措置以外の方法による一時保護	1	7.7%	17.6%
医療機関への一時入院	1	7.7%	11.8%
その他	1	7.7%	23.5%
合計	13	100.0%	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	5	38.5%	64.7%

(注) 割合は、分離を行った事例件数の総数に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表 17）

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 78.3%と最も多く、次いで「その他」が 17.4%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」と「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 13.0%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 8.7%であった。

表 17 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	18	78.3%	63.6%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	3	13.0%	15.2%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	3	13.0%	24.2%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	8.7%	15.2%
その他	4	17.4%	12.1%
見守りのみ	-	-	21.2%
合計	30	-	-

(注) 割合は、分離していない事例件数の総数に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応については、成年後見制度について「利用開始済み」が 4 件、「利用手続き中」が 0 件であり、これらのうち、市町長申立の事例は 0 件であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は 3 件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例はなかった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市町における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成 27 年度、県内の 19 市町および県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は 69 件であった。そのうち、市町が受け付けた件数が 69 件、県が受け付けた件数が 0 件であった。

(2) 相談・通報者（表 18）

「当該施設・事業所職員」が 26.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が 18.8%であった。また、「その他」の相談・通報者は他市町行政職員や子ども家庭相談センターであった。

表 18 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	教職員	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	警察	運営適正化委員会	成年後見人等	その他	不明	合計
H27年度	件数	10	13	1	1	11	18	0	6	1	1	1	3	4	1	71
	割合	14.5%	18.8%	1.4%	1.4%	15.9%	26.1%	0.0%	8.7%	1.4%	1.4%	1.4%	4.3%	5.8%	1.4%	-
H26年度	割合	20.0%	11.4%	0.0%	2.9%	17.1%	34.3%	5.7%	0.0%	-	0.0%	5.7%	-	11.4%	2.9%	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

(3) 市町における事実確認の状況 (表 19)

市町の対応状況をみると、市町が相談・通報を受け付けたものと県が相談・通報を受け付け市町へ連絡したものと合計 69 件のうち、「事実確認調査を行った」が 58 件 (84.1%)、「事実確認調査を行っていない」が 11 件 (15.9%) であった。

市町において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 21 件 (30.4%) である。また、「虐待の事実が認められなかった事例」が 28 件 (40.6%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 9 件 (13.0%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 4 件であった。

また、「その他」のケースは、「病院の職員の接遇に対する苦情であったため、直接申し入れるよう助言した」や「障害福祉サービスの支給決定している市町が他市町であったため、当該市町に引継いだ」などであった。

表 19 市町における事実確認の状況

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
事実確認を行った事例	58	84.1%	77.1%
虐待の事実が認められた事例	21	30.4%	22.9%
虐待の事実が認められなかった事例	28	40.6%	37.1%
虐待の判断に至らなかった事例	9	13.0%	17.1%
事実確認調査を行っていない事例	11	15.9%	22.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	5.8%	20.0%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	1	1.4%	0.0%
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	0.0%	0.0%
その他	6	8.7%	2.9%
合計	69	-	-

(注) 件数にはH26年度に相談・通報があり、H27年度に事実確認調査を行ったものを含む。

(4) 県への報告 (表 20)

平成 27 年度において、市町から当県に 23 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 21 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 2 件であった。

表 20 県が市町から受け付けた報告件数

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
虐待の事実が認められた事例	21	91.3%	88.9%
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	2	8.7%	11.1%
合計	23	100.0%	100.0%

(注) 割合は、県が報告を受けた事例件数の総数に対するもの。

2-2 県における対応状況等

(1) 市町から県へ報告があった事例(表 21)

市町から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例 2 件については、「事実確認調査により虐待の事実が認められた事例」であった。

表 21 市町から報告された事例への県の対応

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	2	100.0%	0.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%	100.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%	0.0%
後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	0	0.0%	0.0%
合計	2	100.0%	100.0%

(注)割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数の総数に対するもの。

(2) 県が直接把握した事例(表 22)

市町から報告があったものの以外に、県が直接、相談・通報を受け付けた事例は 0 件であった。

表 22 県が直接把握した事例における事実確認の状況およびその結果

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
県が直接、相談・通報を受け付けた事例	0	0.0%	100.0%
県が独自に調査を実施した事例	0	0.0%	0.0%
計	0	0.0%	100.0%
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	0	0.0%	100.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%	0.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%	0.0%
後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	0	0.0%	0.0%
事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で確認できた)	0	0.0%	0.0%
合計	0	-	-

(3) 虐待の事実が認められた事例件数(表 23)

虐待の事実が認められた事例は 18 件であった。

表 23 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

		市町から県に報告があった事例	市町と県が共同で事実確認を行った事例	県が直接把握した事例	合計
H27年度	件数	16	2	0	18
H26年度	件数	8	0	1	9

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 18 件に関して、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた障害者および虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等については、以下のとおりであった。

(1) 施設・事業所の種別（表 24）

施設・事業所の種別は、「就労継続 B 型」、「共同生活援助」がそれぞれ 4 件、「生活介護」が 3 件であった。

表 24 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	H27年度		H26年度
	件数	割合	割合
障害者支援施設	2	11.1%	0.0%
居宅介護		0.0%	0.0%
重度訪問介護	1	5.6%	0.0%
同行援護		0.0%	0.0%
行動援護		0.0%	0.0%
療養介護		0.0%	11.1%
生活介護	3	16.7%	55.6%
短期入所	1	5.6%	0.0%
重度障害者等包括支援		0.0%	0.0%
共同生活介護		0.0%	0.0%
自立訓練		0.0%	0.0%
就労移行支援		0.0%	0.0%
就労継続支援A型	2	11.1%	11.1%
就労継続支援B型	4	22.2%	0.0%
共同生活援助	4	22.2%	11.1%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業		0.0%	0.0%
移動支援事業		0.0%	0.0%
地域活動支援センターを運営する事業		0.0%	0.0%
福祉ホームを運営する事業		0.0%	0.0%
児童発達支援		0.0%	0.0%
医療型児童発達支援		0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	1	5.6%	11.1%
保育所等訪問支援		0.0%	0.0%
障害児相談支援事業		0.0%	0.0%
合計	18	100.0%	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

(2) 虐待の種別・類型 (表 25)

虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 10 件 (55.6%)、「心理的虐待」が 9 件 (50.0%) であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型の虐待があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計件数は虐待判断事例件数 18 件と一致しない。

表 25 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H27年度	件数	10	4	9	1	0	24
	割合	55.6%	22.2%	50.0%	5.6%	0.0%	-
H26年度	割合	88.9%	0.0%	55.6%	0.0%	0.0%	-

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

(3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別および年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無については、以下のとおりであった。

ア. 被虐待者の性別および年齢 (表 26、表 27)

性別については、「男性」が 41.7%、「女性」が 58.3%であった。年齢については、「20～29 歳」が 33.3%、次いで「40～49 歳」が 29.2%、「30～39 歳」が 20.8%、「～19 歳」が 16.7%であった。

表 26 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H27年度	人数	10	14	24
	割合	41.7%	58.3%	100.0%
H26年度	割合	91.7%	8.3%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

表 27 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H27年度	人数	4	8	5	7	0	0	0	0	24
	割合	16.7%	33.3%	20.8%	29.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
H26年度	割合	16.7%	41.7%	8.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 28）

被虐待者の障害の種別は、「知的障害」が 75.0%、「精神障害」が 25.0%であった。

※ 1 人に対し複数の障害種別があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計件数は被虐待者の人数 24 人と一致しない。

表 28 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計
H27年度	件数	4	18	6	1	0	0	29
	割合	16.7%	75.0%	25.0%	4.2%	0.0%	0.0%	-
H26年度	割合	41.7%	91.7%	0.0%	0.0%	-	0.0%	-

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分および行動障害の有無（表 29、表 30）

障害支援区分は、「なし」が 5 件 (20.8%)、「区分 2」、「区分 5」、「区分 6」がそれぞれ 4 件 (16.7%) であった。また、行動障害の有無は、「①強い行動障害（区分 3、行動関連項目 8 点以上）」、「③行動障害がある（①②を除く）」がそれぞれ 4 件 (16.7%)、「②認定調査は受けていないが、強い行動障害がある」、「行動障害の有無が不明」がそれぞれ 1 件 (4.2%) であった。

表 29 被虐待者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
H27年度	人数	0	4	3	3	4	4	5	1	24
	割合	0.0%	16.7%	12.5%	12.5%	16.7%	16.7%	20.8%	4.2%	100.0%
H26年度	割合	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	8.3%	25.0%	16.7%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

表 30 行動障害の有無

		①強い行動障害(区分3、行動関連項目8点以上)	②認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	③行動障害がある(①②を除く)	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
H27年度	人数	4	1	4	14	1	24
	割合	16.7%	4.2%	16.7%	58.3%	4.2%	100.0%
H26年度	割合	16.7%	16.7%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢および職種については、以下のとおりであった。

ア. 虐待者の性別および年齢（表 31、表 32）

虐待者の総数は 19 名であり、性別は「男性」が 73.7%、「女性」が 21.1%であった。

年齢は、「60 歳以上」が 42.1%であり、「40 歳～49 歳」が 21.1%、「30 歳～39 歳」、「不明」がそれぞれ 15.8%であった。

表 31 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

		男性	女性	不明	合計
H27年度	人数	14	4	1	19
	割合	73.7%	21.1%	5.3%	100.0%
H26年度	割合	55.6%	44.4%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数に対するもの。

表 32 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

		～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
H27年度	件数	1	3	4	0	8	3	19
	割合	5.3%	15.8%	21.1%	0.0%	42.1%	15.8%	100.0%
H26年度	割合	22.2%	11.1%	33.3%	22.2%	11.1%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数に対するもの。

イ. 虐待者の職種（表 33）

虐待者の職種は、「生活支援員」が 36.8%、「管理者」が 21.1%、「指導員」、「その他従事者」がそれぞれ 10.5%であった。

表 33 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	H27年度		H28年度
	件数	割合	割合
設置者・経営者	0	0.0%	0.0%
サービス管理責任者	1	5.3%	22.2%
管理者	4	21.1%	0.0%
医師	0	0.0%	0.0%
看護職員	0	0.0%	11.1%
生活支援員	7	36.8%	44.4%
理学療法士	0	0.0%	0.0%
作業療法士	0	0.0%	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%	0.0%
職業指導員	1	5.3%	0.0%
就労支援員	0	0.0%	0.0%
サービス提供責任者	0	0.0%	0.0%
世話人	0	0.0%	11.1%
機能訓練指導員	0	0.0%	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%	-
指導員	2	10.5%	0.0%
保育士	0	0.0%	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%	0.0%
機能訓練担当職員	0	0.0%	0.0%
児童指導員	0	0.0%	11.1%
栄養士	0	0.0%	0.0%
調理員	0	0.0%	0.0%
訪問支援員	0	0.0%	0.0%
居宅介護従事者	0	0.0%	0.0%
重度訪問介護従事者	1	5.3%	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%	0.0%
同行援護従事者	0	0.0%	-
その他従事者	2	10.5%	0.0%
不明	1	5.3%	-
合計	19	100.0%	100.0%

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 34-1、34-2、34-3）

虐待の事実が認められた事例(18 件)について、行った対応は次のとおりである。

市町による指導等は、「施設等に対する指導」が 18 件で、「改善計画書提出依頼」が 14 件、「従事者へ注意・指導」が 14 件であった。

表 34-1 市町による指導等（複数回答）

		(単位:件)	
		H27年度	H26年度
市町による指導等	施設等に対する指導	18	8
	改善計画書提出依頼	14	2
	従事者への注意・指導	14	4
	その他	0	0

市町または県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成 27 年度末までに障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、立入り調査」が 8 件、「改善勧告」が 5 件、「指定の全部・一部停止」が 1 件であった。

表 34-2 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		(単位:件)	
		H27年度	H26年度
障害者総合支援法または児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	8	2
	改善勧告	5	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	1	0
	指定取消	0	0
県による指導	一般指導	3	3

当該施設等における改善措置としては、「改善計画の提出」が 14 件、「その他」が 2 件、「勧告・命令等への対応」が 1 件であった。「その他」の内容は、「指導者の交代」、「本人が利用している他の障害福祉サービス事業者から支援方法に関する助言を得ている」などであった。

表 34-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		(単位:件)	
		H27年度	H26年度
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等からの改善計画の提出	14	3
	勧告・命令等への対応	1	0
	その他	2	1

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市町・県における相談・通報対応件数

平成 27 年度、県内の 19 市町および県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は 10 件であった。10 件のうち、市町が受け付けた件数が 10 件、県が受け付けた件数が 0 件であった。

(2) 相談・通報者（表 35）

「本人による届け出」、「家族・親族」がそれぞれ 30.0%、次いで「医療機関関係者」、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」、「職場の同僚」、「その他」、「不明」がそれぞれ 10.0%であった。

表 35 相談・通報者内訳（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H27年度	件数	3	3	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	11
	割合	30.0%	30.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	-
H26年度	割合	40.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	-	10.0%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

4. 市町・県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市町・県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 27 年度末の状況は以下のとおりである。

(1) 市町における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況（表 36、表 37）

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市町の担当部局が直接担当している市町は全体の 94.7%、委託で行っている市町は 5.3%であった。

表 36 市町における障害者虐待防止センターの設置状況について（平成 27 年度末）

		該当	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町数	18
		構成割合	94.7%
	委託のみ	市町数	1
		構成割合	5.3%
	直営と委託の両方	市町数	0
		構成割合	0.0%

(注) 割合は、市町数 19 に対応するもの。

イ. 市町における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における障害者虐待防止対応のための体制整備について、平成 27 年度末の状況は、以下の表 37 のとおりである。

表 37 市町における体制整備等に関する状況（平成 27 年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町数	18	1
	構成割合	94.7%	5.3%
障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町数	10	9
	構成割合	52.6%	47.4%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町数	17	2
	構成割合	89.5%	10.5%
障害者虐待防止について、講演会や市町広報誌等による住民への啓発活動	市町数	14	5
	構成割合	73.7%	26.3%
障害者福祉施設および障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町数	15	4
	構成割合	78.9%	21.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク	市町数	12	7
	構成割合	63.2%	36.8%
成年後見制度の市町長申立てが円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町数	12	7
	構成割合	63.2%	36.8%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町数	9	10
	構成割合	47.4%	52.6%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町数	14	5
	構成割合	73.7%	26.3%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町数	14	5
	構成割合	73.7%	26.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービスおよび医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町数	11	8
	構成割合	57.9%	42.1%
障害者虐待防止法に定める虐待者以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町数	8	11
	構成割合	42.1%	57.9%

(注)割合は、市町数19に対応するもの。

(2) 県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況（表 38、表 39）

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、当県では社会福祉法人に委託し、設置している。

表 38 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 27 年度末）

		該当
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	
	委託のみ	○
	直営と委託の両方	

イ. 県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

当県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、平成 27 年度末の状況は、以下の表 39 のとおりである。

表 39 都道府県における体制整備等に関する状況（平成 27 年度末）

	実施済み
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	○
障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	○
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	○
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報誌等による住民への啓発活動	○
障害者福祉施設および障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	○
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（ネットワーク構築に限らず、既存の自立支援協議会の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	○
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	○
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題および擁護者に対する支援に関する相談対応および相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	○
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援および擁護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	○
権利擁護センターによる障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する情報の収集、分析および提供	○
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受け付け	○